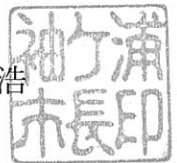


袖ヶ浦市告示第 1 7 5 号

袖ヶ浦市税条例（平成 5 年条例第 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は市税条例若しくは市税に関するその他の条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩



都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町